

民生委員制度創設90周年を迎えて

広げよう 地域に根ざした 思いやり

民生委員・児童委員とは？

「子育てに自信がもてない」、「高齢の親の介護に疲れている」、「子どもが家に引きこもりがちだ」などなど……。人には様々な不安があります。

皆さん心配ごとの解決のお手伝い

をするのが、「民生委員・児童委員」です。

民生委員は、「民生委員法」という法律に基づいて厚生労働大臣から委嘱を受けており、全ての民生委員は、「児童福祉法」により、子どもに関する問題を担当する児童委員を兼ねています。また、専ら児童に関わる相談・支援を担当する主任児童委員もいます。

その職務は次のように大別されます。

① 個別の相談に応じることが出来
るよう、地域の様子を把握する。

② 地域の方々が、その人らしい自立した生活が送れるよう、相談・
助言等の援助を行う。

民生委員の歴史

大正6（1917）年、岡山県で「済世顧問設置規程」が公布されました。翌年には、大阪府において

「方面委員制度」が誕生しました。これらは、貧困者の生活指導や救済等を目的としたもので、次第に全国へと波及していきました。これが民生委員制度の前身です。

鹿児島市で26人の「補導委員」（昭和3年、方面委員と改称）を委嘱した

ことになります。昭和10年度には県内140の市町村で567人の方面委員が活動していました。

100年にむけて

昨年は、「済世顧問設置規程」公布90年の記念の年でした。福祉を取り

90年は、「子育てサロン」や「高齢者サロン」などで民生委員

・児童委員と接したことのある方も

多いのではないか？

お住まいの地域で、「子育てサロン」

・児童委員の約3割の方が交代した

ことに伴い、県民生委員児童委員協議会が主催して研修会を開催しまし

た。

2月18日、鹿児島市民文化ホール

に約1200人の委員が集い、福祉の現状に関する講義や先輩からのアドバイス等を聞き、これらの活動への意欲を新たにしました。



日々の生活で困ったことや悩んでいることがあるときは、ぜひ民生委員・児童委員にご相談ください。ケーブルによつては民生委員・児童委員だけでは解決できないこともありますが、関係する機関などと協力して、皆さんの困りごとの解決のお手伝いをいたします。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他に漏れることはありませんのでご安心ください。

それぞれの民生委員・児童委員には、担当する区域があります。お住まいの地域の民生委員・児童委員については、市町村役場の福祉担当課へお問い合わせください。